

第2次深谷市消防本部障害者活躍推進計画

機関名	深谷市消防本部
任命権者	深谷市消防本部消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
深谷市消防本部における障害者雇用に関する課題	深谷市消防本部の職員採用は、これまで消防吏員のみであり、障害者に限定した募集・採用は行っていない。 また、在職中の職員が中途障害者となることも想定されるが、これまで組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	障害者である職員の不本意な離職を極力生じさせないことを目標とする。 評価は、毎年障害者任免状況通報時に、人事記録等を元に特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	・障害者雇用促進者として消防総務課長を選任する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者が在職することとなった場合は、消防総務課に相談窓口を設定し周知する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活支援相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となったことの相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、人事評価の面談時や全職員を対象とした自己申告等によって、障害者である職員への必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4 その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ・障害者就労施設等が、生産、加工等をした物品を販売する場の提供を行う。